

浜田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 9 日

浜田市長 三 浦 大 紀

浜田市規則第 33 号

浜田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
施行規則の一部を改正する規則

浜田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（平成 17 年浜田市規則第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条中「31 万 5,000 円」を「33 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の浜田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第 13 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた浜田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第 9 条第 7 号に規定する葬祭補償（以下「葬祭補償」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- 3 適用日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、この規則による改正前の浜田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）第 13 条の規定による金額により支給されたもの又は旧規則附則第 3 項の規定による金額により支給されたもの（その額が 66 万円未満であるものに限る。）の支払は、新規則第 13 条の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。